

# 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果の概要

## 1. 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

### (1) 物質フロー指標

目標年次：平成22年度

指標	資源生産性	循環利用率	最終処分量
目標	約39万円/トン	約14%	約28百万トン

(資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移)

		2年度	12年度	14年度	15年度	16年度	2年度比	12年度比
資源生産性	万円/トン	21.4	28.1	28.9	31.6	33.6	+57.0%	+19.6%
循環利用率	%	7.4	10.0	10.2	11.3	12.7	+5.3ポイント	+2.7ポイント
最終処分量	一廃 (百万トン)	20	12	10	10	9	55.0%	25.0%
	産廃 (百万トン)	89	45	40	30	26	70.8%	42.2%
	合計 (百万トン)	109	57	50	40	35	67.9%	38.6%

資源生産性 (= GDP/天然資源等投入量)

平成16年度で約33.6万円/トン(12年度約28.1万円/トン)であり、12年度と比べ約19.6%上昇。

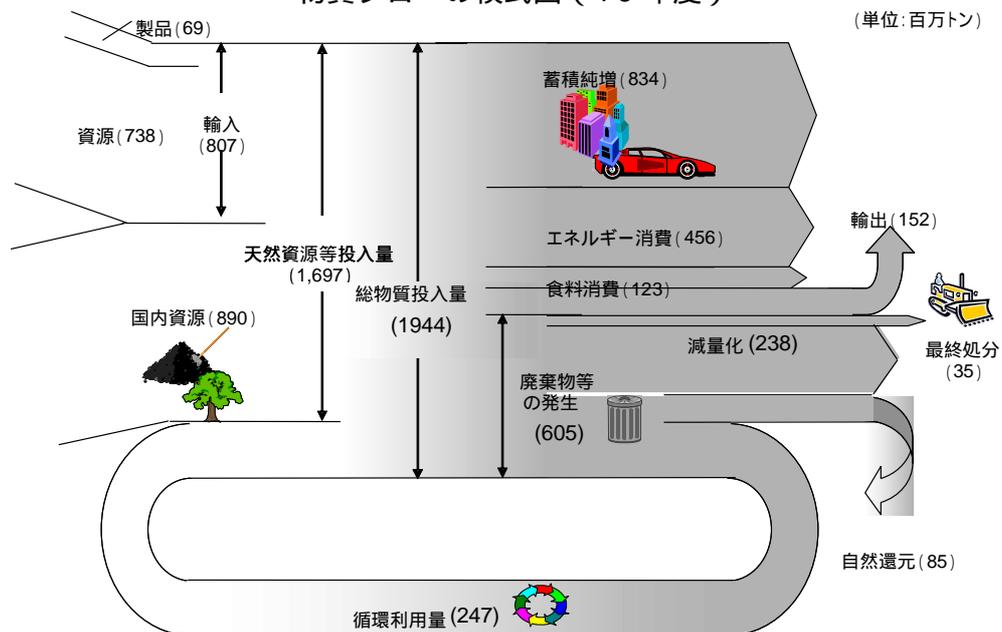
循環利用率 (= 循環利用量/(循環利用量 + 天然資源等投入量))

16年度約12.7%(12年度約10.0%)であり、12年度と比べ約2.7ポイント上昇。

最終処分量 (廃棄物の埋め立て量)

16年度約35百万トン(12年度約57百万トン)であり、12年度と比べ約38.6%減少。

物質フローの模式図(16年度)



## (2) 廃棄物等の減量化

一般廃棄物の減量化(目標:22年度で12年度比約20%減)

1人1日当たりの家庭からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、16年度で591.9g/人日で、12年度(633g/人日)と比べ6.5%減少。

1日当たりの事業所からのごみの排出量(資源回収されるものを除く。)は、16年度で9.1kg/日で、12年度(9.9kg/日)と比べ8.1%減少。

産業廃棄物の減量化(目標:22年度で2年度比約75%減)

16年度の最終処分量は、26百万トで、2年度と比較して71%減少。

## 2. 物質フロー指標に係る進捗状況

- ・物質フロー指標に関する目標に係る進捗状況を見ると、「出口」の指標である最終処分量は引き続き減少しており、目標に向けた着実な進展。「入口」の指標である資源生産性や「循環」の指標である循環利用率ともこのままの傾向でいけば、22年度の目標達成の可能性は高い。
- ・マクロの指標の下にある実態についてもよりよく把握できるよう、補助的な指標の整備や指標値の速報性の向上に取り組んでいくことが必要。
- ・資源や製品が国際的に移動する今日、我が国経済活動の国際的な影響も無視できないことから、国際的側面についても研究を進めながら、指標を評価していくことが重要。

## 3. 循環型社会形成のための各主体の取組状況

### (1) 国の取組

関係府省で、個別リサイクル法の見直しや3Rに関する国際的取組など様々な取組が進められており、府省間の連携を一層強化しつつ、施策を展開していくことが重要。

### (2) 国民の取組

国民の廃棄物減量化などに対する意識は高い水準にあるが、廃棄物の発生量は順調に減少しているとは言えない。容器包装リサイクル法の改正や「もったいない」の広がりといった機運をとらえて、意識を具体的行動につなげていくための取組をより一層進めることが重要。

### (3) NPO・NGOの取組

地域における取組から国際的な活動まで様々な取組が進められ、成果を上げているが、多くの団体において資金面、人材面などが課題。

### (4) 事業者の取組

業界団体における自主的な行動計画の策定など様々な取組が進められ、再生利用率は向上しており、さらに省資源型の製品開発など廃棄物の発生抑制に向けた取組が期待される。また、グリーン購入の拡大に停滞が見られており、幅広い業種や事業者に取組を広げることが課題。

#### (5) 地方公共団体の取組

地域の循環基本計画策定の取組はかなり進展しており、今後、国民の取組の促進など具体的な施策の一層の展開が重要。地方公共団体間で施策の工夫や成果を共有できる方策を検討すべき。

#### (6) 地域の取組

多くの地域において、地方公共団体や NPO・NGO を核としながら、循環型の地域づくりの取組が進められている。地域の優れた取組の情報を共有し、全国に広げていくことが重要。

## 4 . 今後の取組の方向

### (1) 国内における対応

- ・循環型社会の構築と脱温暖化社会の構築が、環境政策の二つの駆動力。これらはいずれも持続可能な社会に向けて経済社会システムとライフスタイルを変革していく取組であり、十分に相乗効果を発揮するよう、連携し一体的に取組を進めていくことが必要。
- ・循環型社会構築は、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体といった関係者が協力して取り組むことにより進展。「もったいない」という言葉の広がりなどの機運をとらえて、国民により一層積極的に働きかけるとともに、優れた取組事例に関する情報の発信などにより、関係者の積極的な取組と連携を促すことが重要。
- ・循環型社会の実現に向け、地域において循環型の地域づくりを実証し、そのモデルを広げていくというアプローチが有意義であり、こうした地域からの取組を後押ししていくべき。

### (2) 国際的な対応

- ・製品や資源の国際移動が拡大し、また国際的に廃棄物量や資源需要も増大する中で、循環型社会の構築に当たっては、国際的な視点からの取組を強化することが不可欠。
- ・関係審議会の報告や循環型社会白書で示されたように、まず各国国内で循環型社会の構築を進め、また廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し、その上で循環資源の輸出入の円滑化を図るとの考え方に則って、取組を進めることが必要。
- ・我が国の国内で先進的な循環型社会の実現に努力し、その成果としての経験と技術を活かして、アジアをはじめ世界の中で、3 R 推進を通じた循環型社会の形成に主導的な役割を果たしていくことを目指すべき。
- ・我が国は、2004 年の G 8 サミットで 3 R イニシアティブを提唱し、以来、閣僚会合をはじめとする国際会議を開催するなど、その主導的推進に努めてきている。関係府省の緊密な連携の下で、引き続き、東アジアを中心に、各国との政策対話、不法輸出入の防止、技術的支援などの取組を推進し、2008 年に日本で開催される G 8 サミットを経て、2012 年までに東アジア循環型社会ビジョンを策定することを目指して、戦略的に取組を進めていくべき。

(参考)

**循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年3月閣議決定。

**中央環境審議会での進捗状況の評価・点検**

毎年、中央環境審議会において進捗状況を点検し、必要に応じ、その後の政策の方向について政府に報告。なお、点検結果については、循環型社会白書等に反映。